

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鳥栖市の人口は、平成30年5月末では73,028人、令和6年5月末では74,381人と、継続的に増加している。令和6年5月末の生産年齢人口は46,012人で、全体の約6割を占めている。

市内には3,132の事業所があり、産業分類ごとの従業者数は、卸売・小売業が全体の32%と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が11%、医療・福祉業が9%となっており、この3業種で全体の約5割を占めている。

鳥栖公共職業安定所管内の有効求人倍率は、令和6年12月末では1.40倍と全国平均の1.25倍を上回るなど求人もコロナ禍と比べ回復傾向にある。また、従業員の高齢化も進み、市内の中小企業者は人手不足に直面している。

今後さらに深刻化する人手不足に対応し、事業継続性を保つことができるようにするため、先端設備等の導入により労働生産性の向上を進めていくことは必要不可欠である。

そこで、本計画により中小企業者の先端設備等の導入を支援することで、鳥栖市が現在、取り組む企業誘致、創業支援、融資制度の推進等と合わせて、市内の中小企業者の事業基盤強化を目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に70件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鳥栖市内の経済、雇用を支えている産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全

てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、市内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者の幅広い取組を促すため、対象業種・事業は、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組については計画認定の対象としない。

(2) 市税を完納していない中小企業者については計画認定の対象としない。

(3) 公序良俗を害するおそれのある事業については計画認定の対象としない。

(4) 反社会的勢力との関係が認められる事業については計画認定の対象としない。

(5) 鳥栖市は、先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握するため、中小企業者が行った自己評価の実施状況に関する書類の提出を求めることがある。